記載要領

1　　各面共通事項

①「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）03-5253-8111

②「本店所在地」、「住所」及び「所在地」の欄には、市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）霞ヶ関２－１－３　　［霞ヶ関２丁目１番３号の場合］

③ １枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

⑤ 添付書類（２）－１は、役員（法人であるものを除く。）、不動産特定共同事業施行令（平成６年政令第413号）第７条で定める使用人の１人１人についてそれぞれ作成すること。なお、「賞罰」の欄は、不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号。以下同じ。）第６条第６号ハからチまでのうち該当するものを全て記入すること。

⑥ 添付書類（２）－２は、役員が法人である場合に、当該法人について作成すること。なお、「賞罰」の欄は、法第６条第３号及び第５号のうち該当するものを全て記入すること。